

お知らせコーナー

第31回八街市婦人祭

とき 11月14日(日) 午前10時

ところ 市中央公民館

講演会

講師 成田市長寿院住職、NP

〇法人自殺防止ネットワーク風理事長

篠原 鏡一氏

演題

『人生に定年はありません。』縁のある社会をつくりましょう

〇アトラクション

〇バザー

※昼食は各自でご用意ください。費用 無料

詳しくは、市教育委員会 社会教育課 ☎443-11464へ。

検察審査員に選ばれたら協力!

交通事故や詐欺などの被害にあったのに、「検察官がその事件を裁判にかけてくれない」、「どうも納得できない」など、検察官が行った処分が正しかったかどうかを審査する機関として検察審査会があります。

検察審査会では、11人の審査員が審査を行います。審査員は、選挙権をもっている皆さんの中から『くじ』で選ばれます。

あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれた時には、市民の代表としてご協力をお願いします。

詳しくは、千葉検察審査会事務局 ☎222-0165へ。

第49回青少年スキー教室

とき 12月25日(土)28日

ところ 箕輪スキー場

宿泊先 ユースゲストハウスアトマ(福島市)

対象 小学3年生、中学生

定員 45人(申込順)

費用 39500円 (レンタル料別)

後援 県教育委員会

※プロのスキーインストラクターが指導します。

※申し込みは、11月2日(火)から受け付けます。

詳しくは、財団法人千葉県ユースホテル協会 ☎252-7060へ。

年末調整等説明会

法人および個人白色申告者の方を対象とした「平成22年分の年末調整のしかた並びに法定調書及び給与支払報告書の提出について」の説明会を開催します。

なお、個人青色申告者の方につきましては、12月の青色申告決算説明会で説明する予定です。

とき 11月16日(火) 午後1時30分

ところ 市中央公民館

詳しくは、成田税務署 ☎0476-28-5151へ。

平成23年成人式を行います

平成23年1月9日(日)

受付 午前9時

開式 午前10時

ところ 市中央公民館

該当者 平成22年4月2日から平成23年4月1日に生まれた方

※市内在住の方には、案内はがきをお送りしました。受け取られていない方は、社会教育課までご連絡ください。

※市外に転出された方も出席できます。市外に転出された方で、案内はがきの送付を希望される方は、社会教育課までご連絡ください。

詳しくは、市教育委員会 社会教育課 ☎443-11464へ。

11月は動物による危害防止対策強化月間です

動物による危害防止対策強化月間が実施されます。

動物を飼っている方は、適切に飼育しましょう。動物には、飼い主の方が分かるよう、名札を付けましょう。また、犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ず付けましょう。

〇犬の放し飼いは禁止されています。犬は、来訪者をかむことがない位置につないで、門や玄関から飛び出さないようにしましょう。犬を運動させる場合は、犬を制御できる人が行いましょう。

〇散歩しているときなどに、公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。

〇猫は屋内で飼いましよう。猫を屋外で飼うと、感染症を移されたり、交通事故などに遭う危険があります。

〇動物が、みだりに繁殖しないよう、不妊・去勢手術に努めましょう。

〇カミツキガメ、毒へび、ワニなど危険な動物を飼う場合には、県知事の許可が必要です。また、沼や川に放すことは、大変危険です。絶対にやめましょう。

詳しくは、県動物愛護センター ☎0476-93-5711へ。

11月9日から15日まで秋季全国火災予防運動が実施されます

「消したかな」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。

◆住宅火災は、日頃からのちょっとした心掛けで防げます

◆台所では、コンロのそばを離れるときは、必ず火を消し、周囲に燃えやすい物

を置かない。

◆各部屋のコンセントは、ほこりをためず、定期に点検し、たこ足配線はやめましょう。

◆タバコの後始末はきちんとしましょう。

◆家のまわりには燃えやすいものを放置するのは、放火の原因となりとても危険です。家のまわりはいつも、きちんと片付けておきましょう。

◆方の一のために日頃から初期消火の方法や避難方法など家族で話し合う機会を持ち、職場や自治会などで実施される訓練に進んで参加するようにしましょう。

【住宅用火災警報器を設置しましょう】

毎年、全国で住宅火災による死者数は、1千人を超えています。そのうちの6割が65歳以上の高齢の方で逃げ遅れて亡くなっています。

市内のすべての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置されていない方は、いち早くお住まいの寝室・階段などに煙式の住宅用火災警報器を設置しましょう。

◆悪質訪問販売にご注意

酒々井町消防組合消防本部 予防課 ☎481-1217へ。

◆全国一斉

女性の権利ホットライン

夫やパートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐる人権問題の相談に応じるため、全国一斉に人権擁護委員が『女性の権利ホットライン』を開設します。

千葉県では、次のとおり相談に応じます。

11月15日(土)19日 午前8時30分～午後7時 11月20日(土)・21日(日) 午前10時～午後5時

相談専用電話番号 0570-070-810

詳しくは、千葉地方方法務局人権擁護課内千葉県人権擁護委員連合会事務局 ☎47-3555へ。

◆食物アレルギー教室

とき 12月3日(金) 午前10時～正午

印旛健康福祉センター(印旛保健所) 地域保健福祉課 ☎483-1134へ。

◆千葉県最低賃金が改正されました

県内の事業所で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)および、その使用者に適用される地域別最低賃金が時間額744円(従来は728円)に改正されました。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室 ☎221-2328へ。

移動図書館車ひばり号の巡回場所が変更となります

11月11日(木)の巡回から場所が変更となります。

詳しくは、市立図書館 ☎444-4946へ。

◆不用品情報

譲ってください

八街市民憲章 (平成4年9月28日制定)

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。

わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまにしましょう。

1. 自然を大切に、潤いある美しいまにしましょう。

1. きまもりを守り、明るく住みよきまにしましょう。

1. おもいやりのある、心豊かなまにしましょう。

1. スポーツに親しみ、健康でたくまにしましょう。

1. 市民課 ☎443-1120

市役所の日曜開庁日

とき 11月28日(日) 午前8時30分～午後5時

- 開庁する窓口※住民異動が伴う業務は取り扱えません。
○市民課 ☎443-1120
○課税課 ☎443-1116
○納税課 ☎443-1115
○国保年金課 ☎443-1139

詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

今月の納付

- 国民健康保険税 5期
介護保険料 5期
下水道受益者負担金 3期